○厚生労働省告示第八十四号

復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令（平成十八年厚生労働省・経済産業省・国土交通省令第一号）の廃止に伴い、復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令第三条において準用する第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第六百十四号）は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

平成二十五年三月二十九日　　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第八十五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日　　厚生労働大臣　田村　憲久

福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第１　趣旨
　１　本ガイドラインの趣旨
　２　本ガイドラインの基本的考え方
　３　福祉関係事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化
　４　責任体制の明確化と窓口の設置等
　５　他の法令等との関係
　６　認定個人情報保護団体における取組
第２　定義
　１　個人情報
　２　個人情報の匿名化
　３　個人情報データベース等
　４　個人データ
　５　個人情報取扱事業者
　６　本人
　７　保有個人データ
　８　公表
　９　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）
　10　本人が容易に知り得る状態
　11　本人に通知
　12　個人データ又は保有個人データの提供
　13　本人の同意
第３　ガイドラインの適用対象者の範囲
第４　個人情報の利用目的に関する義務
　１　利用目的の特定
　２　利用目的の変更
　３　利用目的による制限
　４　利用目的による制限（事業継承の場合）
　５　利用目的による制限の例外
第５　個人情報の取得に関する義務
　１　適正な取得
　２　取得時の利用目的の通知又は公表
　３　書面等による直接取得時の利用目的の明示
　４　利用目的の通知等をしなくてよい場合
第６　個人データの管理に関する義務
　１　データ内容の正確性の確保
　２　安全管理措置
　３　従業者の監督
　４　委託先の監督
第７　個人データの第三者提供に関する義務
　１　第三者提供の制限に関する原則
　２　第三者提供の制限に関する例外
　３　いわゆる「オプトアウト」
　４　「第三者」に該当しないもの
第８　保有個人データの開示等に関する義務
　１　保有個人データに関する事項の公表等
　２　本人からの求めによる保有個人データの開示
　３　保有個人データの訂正等
　４　保有個人データの利用停止等
　５　理由の説明
　６　開示等の求めに応じる手続
　７　手数料
第９　苦情処理に関する義務
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　ガイドラインの見直しについて

第１　趣旨【法第１条関係】

１　本ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第６条及び第８条の規定に基づき、また、第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月２日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条（第２項第３号並びに第３項第４号、第９号及び第10号を除く。）に規定する社会福祉事業を実施する事業者（以下「福祉関係事業者」という。）が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、福祉関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、このガイドラインにおいても同様である。

このガイドラインにおいて「～ならない。」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である福祉関係事業者が従わない場合には、厚生労働大臣により、法違反と判断される可能性がある。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定については、福祉関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。